

島根県 パートナーシップ 宣誓制度

2023年
(令和5年)


10月1日

受付
スタート!

島根県と県内全市町村は、多様な性を認め合い
性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる
環境をつくるため、パートナーシップ宣誓制度を
共同で開始します。

パートナーシップ宣誓書受領カード(表)

(裏)

第 号	
島根県パートナーシップ宣誓書受領カード	
_____様	_____様
島根県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
 令和 年 月 日 島根県知事 丸山 達也 印	
<small>島根県観光キャラクター「しまねっ子」 島根県庁第7497号</small>	

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを島根県として証するものです。このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。個人情報(性的指向、性自認、本制度を利用していること等)については、本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

緊急連絡先 (記入は自由です)
《私本人が急病等の緊急時には、パートナーに連絡してください》

パートナー連絡先 _____ 本人署名 _____

島根県パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。島根県はお二人の関係性を証明する受領カードを交付します。そのカードを各市町村でご提示いただければ公営住宅への入居などのサービスを受けることができます。

宣誓ができる人

一方又は双方が性的少数者のカップルを対象としています。

- ①双方が成年に達していること(満18歳以上)
- ②いずれか一方は島根県民であること(転入予定を含む)
- ③双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと
- ④双方が宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者でないこと(ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組によって近親者となった者を除く)

◆この印刷物は、音声コード
Uni-Voiceに対応しています

